

個人・自社輸入通関の手順

～ご自身で輸入通関手続きをされる方々へ～

注)本手順は、輸入者(個人・法人を問わない)ご自身の輸入貨物について、直接税関の窓口で申告にいらっしゃる場合の原則的な手続きを記載しています。

船会社・航空会社または代理店から、到着通知(Arrival Notice)が届きます(国際宅急便を除く)。

到着通知(Arrival Notice)の記載事項に従い、料金の支払い等を済ませ、デリバリーオーダー(D/O)・AIR WAYBILL(ORIGINALの記載があるもの)を受け取ってください(D/Oが無い場合もあります)。

* 税関への輸入申告の前に、以下の確認・準備をしてください。

●貨物はどこにあるの？

船会社・航空会社または代理店に連絡し、**貨物がどこの倉庫に保管されているか**を確認してください。

保管されている倉庫に連絡し、貨物の搬入確認が終わり、輸入申告ができる状態か確認してください(搬入確認が終わってないと原則輸入申告できません)。

●申告する税関はどこになるの？

貨物の**保管場所(倉庫)**により、**申告する税関の窓口が異なる**ので、予めご確認ください。

*保管場所(保税地域)毎の申告官署の一覧は[コチラ](#)

●輸入申告する前に必要な手続きはあるの？

輸入する貨物の種類や量によっては、申告前に関税法関係法令以外の法令に基づき税関以外の官庁においても輸入するための**手続きが必要な場合があります**。例: **動植物、医薬品、食品等**

*事前に税率や品目番号等を把握することができる事前教示制度を利用することもできます。

事前教示制度は[コチラ](#)

輸入申告の際に必要な書類等(次ページを参照願います)を取り揃えた上、**輸入(納税)申告書をご自身で作成し、申告する税関の担当窓口へ提出**してください。

*申告書の作成(窓口電子申告利用含)は輸入者ご自身で行います。輸入する品物・種類・数量によっては、申告書の作成に相当な時間を要する場合があります。

*作成された申告書の内容に誤りがあり、税額に不足(または過少)が生じた場合、過少申告加算税が別途かかる場合がありますので注意して下さい。

税関の書類審査・貨物検査等終了後(1日で終わらない場合もあります)、関税・消費税その他内国消費税を銀行又は税関の現金受入窓口(収納担当)で払込み、領収書を受け取ってください。

*近隣にATM等が無い場合もありますので、極力現金をご用意ください。外貨、クレジットカード、電子マネーによる支払いは取り扱っておりません。

領収書を申告した税関官署の収納課(許可担当)に提出し、輸入許可書を受け取ってください。

輸入許可書とデリバリーオーダー(D/O)を倉庫に提示して貨物を引取ることができます。

*** 輸入申告に際し、ご用意いただくもの**

注) 輸入申告の内容により、必要となる書類等が変わる場合があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

身分を証明できるもの(免許証等)

提出書類

○納付書(納税額がない場合は不要です。書式は担当窓口にあります)

○輸入(納税)申告書(窓口電子申告端末をご利用の場合は不要です)

*** 輸入申告者が用意します。申告書はHPからプリントアウトできます(税関様式C-5020)**

官署によっては売店で販売しているところもあります

・大額貨物(1品目が201,000円以上)の場合…3枚

・少額貨物(1品目が201,000円未満)の場合…2枚

*** 申告品目が複数ある場合は、「つづき」の申告書が必要になる場合があります。**

○計算書*多欄申告のときや計算が複雑なときに利用します(書式は担当窓口にあります)

○仕入書(インボイス) *仕入書が無い場合には、領収書など価格や数量などの詳細がわかるもの

○梱包(包装)明細書(パッキングリスト) *ご用意できれば提出

○保険料明細書*保険料を支払った場合

○運賃明細書*Arrival Notice等が兼用になっている場合があります

○原産地証明書(原本)、原産品申告書等

*** 特恵税率、EPA税率を適用する際に必要となる場合があります**

○関税法関連法令以外の法令に基づく書類等 例:輸入検疫証明書、食品等輸入届出書等

*** 関税法関連法令以外の法令による規制の対象となっている場合に必要になります**

○船荷証券(B/L)の写し(海上貨物の場合)

航空運送状(AIR WAYBILL)の荷受人用の写し、着地用副本(ORIGINALの記載があるもの)又は写し(航空貨物の場合)

○委任状

*** 輸入者が個人の場合はご家族・知人等、また、輸入者が法人の場合は当該法人の社員等、輸入者の代理人が輸入申告を行う場合は、輸入者からの委任状を提出してください(様式は任意)**

注) 輸入者以外の方が業として代理で輸入申告を行うことは、通関業法に基づく通関業の許可がない場合はできませんので留意してください。

○商品説明書等(見本、カタログ等)

*** 必要となる場合があります。**